

## 物品賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の  
目的以外に使用されることはありません

平成17年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入にあたっては、この記入注意を参照してください。

調査票は2部作成し、1部を控え用として保存し、1部を提出してください。

- (1) 記入は、黒もしくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり書いてください。
- (3) 金額を万円単位で記入する場合は、万円未満を四捨五入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。
- (5) この調査は事業所単位の調査となっています。従って調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所全体」若しくは「物品賃貸業務」に関する内容を記入してください。  
企業全体の数値などを記入しないようにしてください。
- (6) **物品賃貸業の調査対象となる事業所**
  - ①各種産業の用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）もしくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所、
  - ②事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所、  
などが物品賃貸業の調査の対象となります。  
なお、以下の業務を行う事業所は、物品賃貸業の調査の対象とはなりません。
    - ア)「自動車」、「スポーツ・娯楽用品」、「その他の物品（ゴルフ用品、レコード、CD等）」のみの賃貸業務を行っている事業所（レンタカー、貸レコード業、貸衣装業等）
    - イ)土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合
    - ウ)各種物品の賃貸業務を行っているが、産業用機械器具（建設機械器具を含む）又は事務用機械器具（電子計算機を含む）のいずれの賃貸業務も行っていない事業所など

(7) 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意																				
4	従業者数	<p>①平成17年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>②長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった者は在籍者であっても含めないでください。</p> <p>③「Ⅰ 事業所の従業者数」は、個人事業主、有給役員、臨時雇用者及び出向・派遣者のうちの送出者を含めた人数を記入してください。</p> <p>④「Ⅱ 事業所で物品賃貸業務に従事する従業者数」は、次の区分により記入してください（出向・派遣者の受入者・送出者は含めないでください）。</p> <table border="1" data-bbox="534 638 1404 1299"> <tr> <td data-bbox="534 638 742 716">個人事業主</td> <td data-bbox="742 638 1404 716">○個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 716 742 795">無給家族従業者</td> <td data-bbox="742 716 1404 795">○個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 795 742 873">有給役員</td> <td data-bbox="742 795 1404 873">○経営組織が「会社」、「団体」等の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 873 742 1019">常用雇用者</td> <td data-bbox="742 873 1404 1019">○一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者 ○平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されていた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1019 742 1097">正社員、 正職員</td> <td data-bbox="742 1019 1404 1097">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1097 742 1220">パート・ アルバイト 等</td> <td data-bbox="742 1097 1404 1220">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1220 742 1299">臨時雇用者</td> <td data-bbox="742 1220 1404 1299">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている者又は日々雇用されている者</td> </tr> </table> <p>⑤「出向・派遣者」は、物品賃貸業務に従事するために、「受入」・「送出」した人数を記入してください。</p> <p>⑥「Ⅲ Ⅱの物品賃貸業務に従事する部門別従業者数」は、次の区分により記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="534 1523 1404 1836"> <tr> <td data-bbox="534 1523 742 1713">管理・ 営業部門</td> <td data-bbox="742 1523 1404 1713">○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者 ○各種の物品賃貸業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1713 742 1792">保守・管理・ 操作部門</td> <td data-bbox="742 1713 1404 1792">○保守、管理及び操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1792 742 1836">その他</td> <td data-bbox="742 1792 1404 1836">○上記以外の業務に従事する者</td> </tr> </table>	個人事業主	○個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している者	無給家族従業者	○個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者	有給役員	○経営組織が「会社」、「団体」等の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者 ○平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されていた者	正社員、 正職員	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者	パート・ アルバイト 等	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者	臨時雇用者	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている者又は日々雇用されている者	管理・ 営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者 ○各種の物品賃貸業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者	保守・管理・ 操作部門	○保守、管理及び操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する者	その他	○上記以外の業務に従事する者
個人事業主	○個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している者																					
無給家族従業者	○個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者																					
有給役員	○経営組織が「会社」、「団体」等の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者																					
常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者 ○平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されていた者																					
正社員、 正職員	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者																					
パート・ アルバイト 等	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者																					
臨時雇用者	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている者又は日々雇用されている者																					
管理・ 営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者 ○各種の物品賃貸業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者																					
保守・管理・ 操作部門	○保守、管理及び操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する者																					
その他	○上記以外の業務に従事する者																					

番号	調査事項	記入注意																											
5	年間売上高、契約高及び契約件数 (消費税額を含みます)	<p>(1) 年間売上高</p> <p>①「Ⅰ 事業所の年間売上高」は、あなたの事業所が平成16年1月1日から平成17年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</p> <p>②年間売上高には本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めてください。</p> <p>③年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>④「Ⅱ 物品賃貸業務による年間売上高」は、「リース売上高」と「レンタル売上高」に区分しそれぞれ記入してください。</p> <p>○「リース」：物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申入れができない賃貸契約。</p> <p>○「レンタル」：「リース」以外の賃貸契約のすべて。</p> <p>⑤「Ⅲ 事業所の年間売上高に占める各業務の割合」は、合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>⑥物品賃貸業務以外の業務のうち「その他のサービス業務」とは、この記入注意の「7 年間契約高及び年間売上高の契約先産業別割合」の産業例示「サービス業（同業者を除く）」を参照してください。</p> <p>(2) 契約高及び契約件数</p> <p>①「Ⅳ 事業所の過去1年間のリース契約高及びリース契約件数」については、支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合には、これを支社の契約として取扱い調査票に記入します。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>②「保守、管理及び操作の条件（義務）のある契約件数」には、リース契約にあたって、リース会社が賃貸物件の保守、管理及び操作義務を負う条項のあるものの件数を記入してください。</p>																											
6	年間契約高及び年間売上高の物件別割合	<p>①「リース契約高」及び「レンタル売上高」の物件別割合は、それぞれの計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>②物件別割合は、次の区分により記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="534 1243 1404 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 1243 710 1265">物件名</th> <th data-bbox="710 1243 1404 1265">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1265 710 1355">産業機械</td> <td data-bbox="710 1265 1404 1355">自動組立装置、産業用ボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1355 710 1444">工作機械</td> <td data-bbox="710 1355 1404 1444">旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など（数値制御（NC）付きを含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1444 710 1534">土木・建設機械（資材含む）</td> <td data-bbox="710 1444 1404 1534">掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベータを含む）、鋼矢板など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1534 710 1590">医療用機器</td> <td data-bbox="710 1534 1404 1590">診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1590 606 1668" rowspan="2">輸送用器</td> <td data-bbox="606 1590 710 1624">自動車</td> <td data-bbox="710 1590 1404 1624">乗用車、トラック、バス及び特殊車両（タンク車、トレーラなど）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="606 1624 710 1668">その他</td> <td data-bbox="710 1624 1404 1668">鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む）、船舶、航空機など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1668 710 1724">商業用機械・設備</td> <td data-bbox="710 1668 1404 1724">業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1724 710 1780">サービス用機械・設備</td> <td data-bbox="710 1724 1404 1780">業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジヤーマシン・設備（ボウリング装置など）など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1780 710 1848">電子計算機・同関連機器</td> <td data-bbox="710 1780 1404 1848">電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1848 710 1892">通信機器</td> <td data-bbox="710 1848 1404 1892">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1892 710 1937">事務用機器</td> <td data-bbox="710 1892 1404 1937">金銭登録機、タイプライタ、複写機、事務用什器・備品、ワープロ、エアシュータなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1937 710 1960">その他</td> <td data-bbox="710 1937 1404 1960">理化学機器、仮設トイレ、仮設住宅など上記以外の物件</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	内 容 例 示	産業機械	自動組立装置、産業用ボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など（数値制御（NC）付きを含む）	土木・建設機械（資材含む）	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベータを含む）、鋼矢板など	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など	輸送用器	自動車	乗用車、トラック、バス及び特殊車両（タンク車、トレーラなど）	その他	鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む）、船舶、航空機など	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など	サービス用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジヤーマシン・設備（ボウリング装置など）など	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）など	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど	事務用機器	金銭登録機、タイプライタ、複写機、事務用什器・備品、ワープロ、エアシュータなど	その他	理化学機器、仮設トイレ、仮設住宅など上記以外の物件
物件名	内 容 例 示																												
産業機械	自動組立装置、産業用ボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など																												
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など（数値制御（NC）付きを含む）																												
土木・建設機械（資材含む）	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベータを含む）、鋼矢板など																												
医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など																												
輸送用器	自動車	乗用車、トラック、バス及び特殊車両（タンク車、トレーラなど）																											
	その他	鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む）、船舶、航空機など																											
商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など																												
サービス用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジヤーマシン・設備（ボウリング装置など）など																												
電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）など																												
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど																												
事務用機器	金銭登録機、タイプライタ、複写機、事務用什器・備品、ワープロ、エアシュータなど																												
その他	理化学機器、仮設トイレ、仮設住宅など上記以外の物件																												

番号	調査事項	記入注意																				
7	年間契約高及び年間売上高の契約先産業別割合	<p>①「リース契約高」及び「レンタル売上高」の契約先産業別割合は、それぞれの計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>②契約先産業別割合は、次の区分により記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="518 336 1420 1926"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 336 686 369">契約先産業</th> <th data-bbox="686 336 1420 369">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 369 686 537">製造業</td> <td data-bbox="686 369 1420 537">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス製造、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 537 686 593">卸売業・小売業</td> <td data-bbox="686 537 1420 593">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 593 686 683">建設業・不動産業</td> <td data-bbox="686 593 1420 683">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 683 686 784">金融業・保険業</td> <td data-bbox="686 683 1420 784">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 784 686 952">情報通信業</td> <td data-bbox="686 784 1420 952">通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映画情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 952 686 1008">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="686 952 1420 1008">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1008 686 1758">サービス業（同業者を除く）</td> <td data-bbox="686 1008 1420 1758">飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなど） 宿泊業、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生） 医療業（一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業） 社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育 その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど） 複合サービス業（郵便局、協同組合） 専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（エンジニアリング業を含みます））、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業（調査対象業務以外の物品賃貸：自動車・スポーツ・娯楽用品のみを物品賃貸している事業所など）、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業（環境計量証明業を含みます）、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業、テレマーケティング業及び研究開発支援検査分析業を含みます））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1758 686 1859">公務同業者</td> <td data-bbox="686 1758 1420 1859">国家及び地方公務 物品賃貸業の同業者（本調査でいう物品賃貸業の定義は、この記入注意の表紙参照）、 物品賃貸企業の本社・支社・営業所間の企業内取引</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1859 686 1935">その他</td> <td data-bbox="686 1859 1420 1935">農業、林業、漁業、鉱業、運輸業（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）など</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス製造、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	卸売業・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	建設業・不動産業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	金融業・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）	情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映画情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	サービス業（同業者を除く）	飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなど） 宿泊業、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生） 医療業（一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業） 社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育 その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど） 複合サービス業（郵便局、協同組合） 専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（エンジニアリング業を含みます））、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業（調査対象業務以外の物品賃貸：自動車・スポーツ・娯楽用品のみを物品賃貸している事業所など）、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業（環境計量証明業を含みます）、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業、テレマーケティング業及び研究開発支援検査分析業を含みます））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）	公務同業者	国家及び地方公務 物品賃貸業の同業者（本調査でいう物品賃貸業の定義は、この記入注意の表紙参照）、 物品賃貸企業の本社・支社・営業所間の企業内取引	その他	農業、林業、漁業、鉱業、運輸業（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）など
契約先産業	業種例示																					
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス製造、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																					
卸売業・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																					
建設業・不動産業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																					
金融業・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）																					
情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映画情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																					
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																					
サービス業（同業者を除く）	飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなど） 宿泊業、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生） 医療業（一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業） 社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育 その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど） 複合サービス業（郵便局、協同組合） 専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（エンジニアリング業を含みます））、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業（調査対象業務以外の物品賃貸：自動車・スポーツ・娯楽用品のみを物品賃貸している事業所など）、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業（環境計量証明業を含みます）、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業、テレマーケティング業及び研究開発支援検査分析業を含みます））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）																					
公務同業者	国家及び地方公務 物品賃貸業の同業者（本調査でいう物品賃貸業の定義は、この記入注意の表紙参照）、 物品賃貸企業の本社・支社・営業所間の企業内取引																					
その他	農業、林業、漁業、鉱業、運輸業（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）など																					

番号	調査事項	記入注意																				
8	営業費用及び営業用有形固定資産取得額 (消費税額を含みます)	<p>①「Ⅰ年間営業費用」は、事業所全体（企業全体ではない）及び物品賃貸業務の両項目について記入してください。なお、物品賃貸業務についての区分経理がされていない場合には、事業所全体の総売上高に占める物品賃貸業務の売上高の比率を用いて物品賃貸業務に係る営業費用を分割して記入してください。</p> <p>②年間営業費用は、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③年間営業費用は、次の区分により記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="550 492 1404 1523"> <tr> <td data-bbox="550 492 742 761">給与支給総額</td> <td data-bbox="742 492 1404 761">○平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト」、「臨時雇用者」の給与、あなたの事業所で主として「給与を支払っている出向者」がいる場合には、その給与も含めて記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 761 742 828">貸与資産原価</td> <td data-bbox="742 761 1404 828">○貸与資産（リース及びレンタル用資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 828 742 929">資金原価</td> <td data-bbox="742 828 1404 929">○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 929 622 1243">賃借料</td> <td data-bbox="622 929 1404 1243"> <table border="1" data-bbox="622 929 1404 1243"> <tr> <td data-bbox="622 929 742 1075">土地・建物</td> <td data-bbox="742 929 1404 1075">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1075 742 1243">機械・装置</td> <td data-bbox="742 1075 1404 1243">○機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1243 742 1523">その他の営業費用</td> <td data-bbox="742 1243 1404 1523">○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、貸与資産以外の減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </table> <p>④「Ⅱ事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額」は、購入手数料を含めてください。また、この1年間に、営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、計欄に「0」を記入してください。</p> <p>⑤営業用有形固定資産取得額は、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>⑥営業用有形固定資産取得額は、次の区分により記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="550 1758 1404 2038"> <tr> <td data-bbox="550 1758 742 1825">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="742 1758 1404 1825">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1825 742 1892">土地</td> <td data-bbox="742 1825 1404 1892">○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1892 742 2038">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="742 1892 1404 2038">○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </table>	給与支給総額	○平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト」、「臨時雇用者」の給与、あなたの事業所で主として「給与を支払っている出向者」がいる場合には、その給与も含めて記入してください。	貸与資産原価	○貸与資産（リース及びレンタル用資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	賃借料	<table border="1" data-bbox="622 929 1404 1243"> <tr> <td data-bbox="622 929 742 1075">土地・建物</td> <td data-bbox="742 929 1404 1075">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1075 742 1243">機械・装置</td> <td data-bbox="742 1075 1404 1243">○機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </table>	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	○機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、貸与資産以外の減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	機械・設備・装置	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入に要した費用	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
給与支給総額	○平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト」、「臨時雇用者」の給与、あなたの事業所で主として「給与を支払っている出向者」がいる場合には、その給与も含めて記入してください。																					
貸与資産原価	○貸与資産（リース及びレンタル用資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																					
資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																					
賃借料	<table border="1" data-bbox="622 929 1404 1243"> <tr> <td data-bbox="622 929 742 1075">土地・建物</td> <td data-bbox="742 929 1404 1075">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1075 742 1243">機械・装置</td> <td data-bbox="742 1075 1404 1243">○機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </table>	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	○機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																	
土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																					
機械・装置	○機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																					
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、貸与資産以外の減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																					
機械・設備・装置	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入に要した費用																					
土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																					
建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																					

物品賃貸業調査票

平成17年11月1日

業種番号 01, 市区町村番号, 事業所番号

調査区号



指定統計 第113号

記入に当たっては、別紙の「物品賃貸業調査票記入注意」を必ずお読みください。

この調査は、この調査票に基づき指定統計調査を行います。また、調査票は経済産業省に提出してください。

1 事業所名及び所在地 フリガナ: ケイサイ, 経済リース(株), 東京都千代田区霞が関1-3-1

2 経営組織及び資本金額 ①会社, 資本金額: 30000

3 本社支店別 ②本社, 物品賃貸業を行う事業所数(本社を含む.): 1

4 従業者数 ①56人, 出向・派遣者のうち、送出者を含めた事業所全体の従業者数を記入してください。

5 年間売上高、契約高及び契約件数 ①392577, 「物品賃貸業務の年間売上高」÷「事業所の年間売上高」×100が物品賃貸業務割合になります。

6 年間契約高及び年間売上高の物件別割合, ①6%, ②8%, ③36%, ④5%, ⑤2%, ⑥5%, ⑦38%, ⑧100%

7 年間契約高及び年間売上高の契約先産業別割合, ①16%, ②8%, ③36%, ④13%, ⑤15%, ⑥2%, ⑦4%, ⑧6%, ⑨100%

8 営業費用及び営業用有形固定資産取得額, ①25200, ②141992, ③9720, ④33989, ⑤26743, ⑥131799, ⑦369443

9 事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額, ①121000, ②8500, ③300, ④129800

備考 (記入内容について特記すべき事項があれば記入してください。)

記入者 (記入内容の照会に回答できる人)の部署名と氏名 (フリガナ) 経理課 ケイサイ 経済 一郎

申告者 (代表者)の氏名 産業 太郎

物品賃貸業務に従事している従業者数のみを記入してください。出向・派遣者の受入者・送出者の人数を含めないでください。

物品賃貸業務に従事するため、他の企業から出向・派遣者を受入れた人数と、物品賃貸業務に従事するため、他の企業へ出向・派遣者を送出した人数を記入してください。

出向・派遣者のうち、送出者を含めた事業所全体の従業者数を記入してください。

「物品賃貸業務の年間売上高」÷「事業所の年間売上高」×100が物品賃貸業務割合になります。

1人で複数の部門を兼務している場合は、主たる部門で区分してください。また、出向・派遣者の受入者・送出者の人数を含めないでください。

年間総契約件数と契約期間別件数の積み上げは一致します。

小数点以下を四捨五入し、内訳の積み上げが100%になるようにしてください。

物品賃貸業務に係る営業費用のみ記入してください。

必ず記入してください。